# 【給与君3】 定額減税にかかるよくある質問

# <u> 定額減税にかかるよくある質問 目次</u>

1)従業員の入力画面で、定額減税の人数があわない
2)配偶者が人数に加算されていない
3)定額減税開始ボタンが押せなくなっている
4)扶養親族がカウントされていない
5)住民税の入力方法を教えてください

#### <u>1)従業員の入力画面で、定額減税の人数があわない</u>

A. 従業員の「入社日」を正しく設定してください。
入社日を設定していないと、定額減税の人数や定額減税額が
正しく計算されません。

## <u>2) 配偶者が人数に加算されていない</u>

A. 配偶者の方は、所得金額が48万円以下の方に限られます。 従業員の入力画面で、控除対象配偶者欄の「所得金額」を ご確認ください。



- <u>3) 定額減税開始ボタンが押せなくなっている</u>
- A. ①所得税区分が「乙欄」になっていないでしょうか?
  - →所得税区分が乙欄の方は定額減税対象外となります。
  - ②従業員の「入社日」が設定されていない
  - →「入社日」の設定は必須です。
    - 従業員の入力画面で、正しく設定してください。
  - ③退職日が設定されている
  - →2024年6月1日より前に退職日が設定されているかたは、 定額減税対象外です。
- <u>4)扶養親族がカウントされていない</u>
- A. 従業員の入力画面右側「家族情報(年末調整)」に入力いただいた 情報で、自動判定されます。控除対象配偶者・扶養親族の氏名と 生年月日を正しく入力してください。



## <u>5)住民税の入力方法を教えてください</u>

A. 従業員入力の画面で、「7月以降」の欄に、8月からの金額を入力→登録、 7月の給与計算のみ、下記方法で住民税の金額訂正を行ってください。

<u><7月の給与入力></u>

- 1)7月支払いの給与入力画面で、支給項目を入力後 「控除計算ボタン」をクリック
- 2) 手入力で住民税の額を入力し、「Enter」キーをクリック
- 3) 控除合計額や差引支給額があっていることをご確認いただき、 「登録」ボタンをクリック

<8月以降の給与入力>

- 1)8月支払いの給与入力画面で、支給項目を入力後、 「控除計算ボタン」をクリック
- 2)従業員の入力で設定した住民税が出力されていることを確認し、 「登録」ボタンをクリック

